

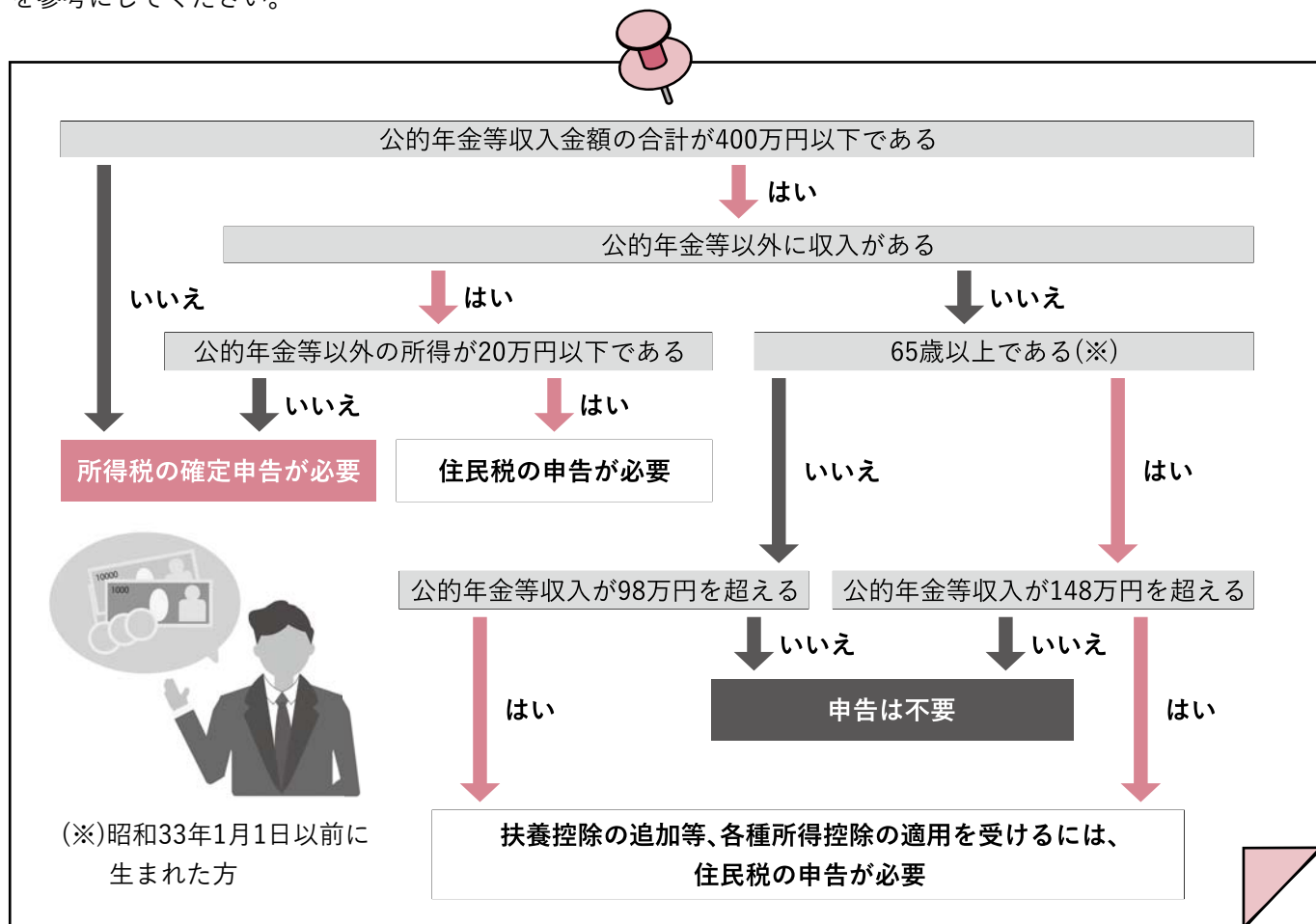
# 公的年金等を受給されている方へ 確定申告・住民税申告について

公的年金等の収入金額が400万円以下で、ほかの所得も20万円以下である方は、所得税の確定申告は不要です。ただし、個人住民税の申告が必要な場合がありますので、下記の注意点を確認してください。

注  
意

- 医療費控除などで、所得税の還付を希望される場合は、確定申告をする必要があります。
  - 公的年金等以外の所得があり、その所得金額が20万円以下であっても、住民税の申告が必要です。(公的年金等所得とそれ以外の所得の合計額が38万円以下の場合を除く。)
  - 源泉徴収票に含まれていない各種所得控除(※)の適用を受けるには、確定申告の期間(2月16日(木)から3月15日(水)まで)に、個人住民税の申告が必要です。
- (※)配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、寄附金控除など

住民税の申告をしなければ、所得控除が適用されず、住民税の税額が増えることがあります。次のフローチャートを参考にしてください。



令和4年分  
所得税・住民税申告  
受付期間

2月16日(木)～3月15日(水) ※土曜日、日曜日、祝日を除く。  
9時～15時 ※12時～13時を除く。  
【休日受付】2月26日(日) 9時～12時  
※火曜日の延長受付はありません。  
場所 加東市役所2階 201会議室



税務署からのお知らせ

## 確定申告会場を開設します

下記の期間、社税務署で申告書作成の支援や申告相談に応じます。

開設期間 2月16日(木)～3月15日(水) 9時～16時 ※土曜日、日曜日、祝日を除く。  
場所 社税務署

※入場には、入場整理券が必要です。整理券は社税務署で配付しているほか、国税庁公式LINEで申し込むことで画面上に表示されます。整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。  
※来署される際はマスクの着用をお願いします。マスクを着用されていない場合、入場をお断りすることがあります。  
※スマートフォンや筆記用具をご持参ください。

☎社税務署 ☎42-0223

税務署では、スマートフォンでの電子申告を推奨しています。



国税庁「確定申告書等作成コーナー」▲

## 無収入の方の令和5年度個人住民税の申告を受け付けます

令和4年1月1日から12月31日までの収入について、下記の「申告が必要な方」に該当する方に限り、個人住民税の申告を受け付けます。

**申告が必要な方** 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている方、および令和5年度所得課税証明書が必要な方のうち、令和4年1月1日から12月31日までの収入が下記の①、②のいずれかに該当する方  
①収入がなかった方  
②収入が遺族年金、障害年金、雇用保険による失業等給付などの非課税所得のみの方

受付期間 1月12日(木)～2月15日(水) 8時30分～17時15分 ※土曜日、日曜日、祝日を除く。  
場所 加東市役所1階 税務課

**必要書類** ①マイナンバーが確認できる書類 ②マイナンバーカード、個人番号通知書  
②公的機関発行の顔写真付きの本人確認書類 ③運転免許証、身体障害者手帳、在留カード  
※マイナンバーカード1枚で①、②の両方を兼ねることができます。  
※代理人が申告する場合は、申告者本人の①、②の両方の写しが必要です。

非課税所得を除き、収入がある方の申告は受け付けできません。  
収入がある方の「所得税・個人住民税の申告相談」については、広報かとう2月号でお知らせします。

☎総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

## 償却資産の申告は1月31日(火)まで

**対象** 1月1日現在、償却資産(※1)を所有している方  
**提出期限** 1月31日(火)  
**提出場所** 加東市役所1階 税務課  
**必要書類** 令和5年度償却資産申告書(※2)  
※1 工場・店舗・アパートなどを経営している法人や個人が、その事業の経費に算入することができる機械・器具・備品・設備などをいいます。  
※2 対象の方には、昨年12月に申告書をお送りしています。ただし、令和4年中に新しく償却資産を取得された方やお手元に申告書がない方は税務課にご連絡ください。

## 家屋を取り壊された方のご連絡を

所有されている家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日現在に現存する家屋が賦課対象です。  
令和4年1月1日から12月31日までの間に、所有されている家屋を取り壊された場合は、税務課にご連絡ください。



☎総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0395  
〒673-1493-加東市社50

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できるだけ郵送や地方税ポータルシステム「eLTAX」での申告をお願いします。



▲「eLTAX」

「eLTAX」は、地方税の手続きをインターネットで行う電子システムです。給与支払報告書や源泉徴収票を一括して送信できるほか、金融機関窓口に出向くことなく特別徴収の納付ができるなど、さまざまなメリットがあります。  
※利用開始には、ホームページから届出の提出など事前に所定の手続きを行う必要があります。